

道路占用工事路面復旧基準

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 平成21年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

新潟市道路占用規則（平成19年新潟市規則第72号）第16条の規定による道路占用工事路面復旧基準を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この基準は、道路占用工事により道路を掘削した場合における土砂の埋戻し及び道路の復旧工事を適切に施行するため遵守すべき事項を示すものである。

（道路復旧の原則）

第2条 道路の復旧工事は、道路の機能を掘削前の機能と同等にすることを原則とする。

（埋戻し）

第3条 掘削跡の埋戻しは、当日中に完了しなければならない。

2 埋戻し土の品質及び品質管理並びに施工管理については、埋戻し標準仕様書の規定によるものとする。

3 埋戻し材料の転圧、締め固めについては、次の方法によらなければならない。

ア 路体及び路床土は、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとにバイブレーションローラー、ソイルコンパクター又はランマー等（以下「転圧機械」という。）を使用して十分締め固めること。

イ 下層路盤は、1層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに適切な転圧機械等を使用して十分締め固めること。

（仮復旧）

第4条 仮復旧は、「道路標準復旧断面図」（別図）により施工しなければならない。

2 仮復旧は、埋戻し後直ちに完了するものとし、本復旧工事を施工するまでの間、交通に支障をきたさないようにしなければならない。

3 仮復旧工事完了後は、速やかに市に報告し、交通開放等の指示を受けること。

4 仮復旧工事完了から本復旧工事完了（竣工確認検査終了）までの期間において、占有者は現場を巡回し、路盤沈下その他不具合が生じた箇所は、直ちに材料を補填する等適切な措置を施し、交通の円滑を図らなければならない。

5 仮復旧後の路面には、「道路占用工事における仮復旧箇所路面表示要領」により、工事施工者名を表示しなければならない。

（本復旧）

第5条 本復旧工事は、「道路標準復旧断面図」（別図）により施工しなければならない。

- 2 本復旧工事は、仮復旧工事を行った場合は、仮復旧工事完了後2ヶ月以内に完了すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、市が本復旧を受託した場合又は市の指示により期間短縮又は延長する場合は、この限りでない。
- 4 舗装道路（車道）の本復旧工事は、次により施工しなければならない。
 - 1) 復旧工事にあたっては、工事に必要かつ十分な機械器具を準備し、アスファルト舗装に十分な技術、経験を有する主任技術者と熟練した労務者に施工させなければならない。
 - 2) 掘削に先立って行う復旧部分の切り取りは、カッター等をもって方形または長方形に切り取ることとし、切り取り面は垂直にしなければならない。
 - 3) 切り取り後は、復旧工種の仕上がり厚に相当する深さに掘削を行い、清掃、不陸直しをした後、転圧機械を使用して十分転圧し、必要な締固め度が得られるよう仕上げなければならない。なお、現場の状況によりローラー等の転圧機械が使用できない場合は、ランマー等を使用して所定の形状、計画高及び締固め度が得られるよう施工すること。
 - 4) 本復旧工事に使用する諸材料は、(社)日本道路協会の「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、「舗装設計施工指針」並びに「舗装施工便覧」に規定された材料規格に適合するものでなければならない。
 - 5) アスファルト合材及びセメントコンクリートの混合、運搬、舗設、養生並びに品質管理等の方法については、市が特に指示する場合を除き(社)日本道路協会の「舗装の構造に関する技術基準・同解説」、「舗装設計施工指針」並びに「舗装施工便覧」に規定された方法に適合するものでなければならない。
- 5 砂利道の復旧工事は、次により施工しなければならない。
 - 1) 路盤は、クラッシャーラン（C-40）、再生クラッシャーラン（RC-40）若しくはアスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）を使用すること。
 - 2) 敷均しクラッシャーラン等が路面に散乱しないよう十分転圧を行い、周囲の路面となじみよく仕上げること。
 - 3) 復旧後から市の竣工確認検査完了までは、巡回を頻繁に行い、沈下あるいは不良箇所の手直しを速やかに行うこと。
- 6 歩道の復旧工事は、次により施工しなければならない。
 - 1) コンクリートブロック舗装の場合
 - ア 復旧に使用するコンクリートブロックは、原形を保ち、クラック等の破損が生じていないものを使用することとし、必要に応じて新規購入品（JIS規格）を使用すること。
 - イ 路床及び路盤は、不陸整正し、バイブレーションローラーをもって十分転圧すること。コンクリートブロックの張立てにあたっては、一様にサンドクッション（山砂又はセメントモルタル（C-520kg））を敷均し、コンクリートブロックの底面に空げきを生じないように施工すること。
 - ウ コンクリートブロックの目地間隔は3mmを標準とする。また、目地にはセメントモルタルを使用し、填充後適当な時期に舗装面に砂を散布し、ブラシ等をもってコン

クリートブロック表面に付着したモルタルを丁寧に掃除すること。ただし、サンドクッションの場合は砂目地でよい。

2) アスファルト舗装の場合

ア 第5条第4項に準ずるものとする。

3) 砂利道の場合

ア 第5条第5項に準ずるものとする。

(本復旧工事面積算定法)

第6条 本復旧工事における復旧面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、その算定式は、次によるものとする。

1) $W = 0.4H + w$

2) $L = 0.4H + l$

3) $S = W \times L$

W	: 本復旧幅	w	: 実掘削幅
H	: 掘削深	L	: 本復旧長
l	: 実掘削長	S	: 本復旧面積
0.4	: 影響率		

2 前項の規定にかかわらず、市と占有者との現地立合いの結果、占用工事に起因した影響が認められる場合は、市の指示により復旧面積を決定するものとする。

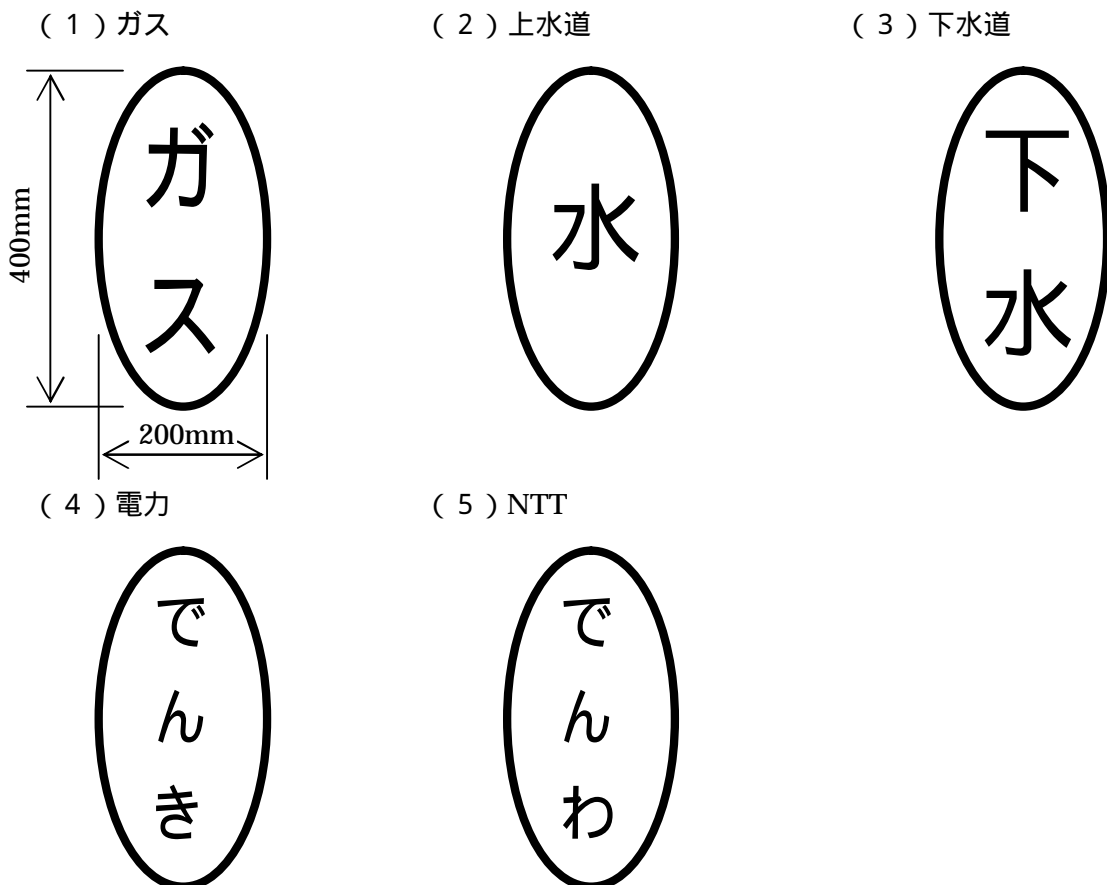
道路占用工事における仮復旧箇所路面表示要領

道路占用工事路面復旧基準第4条の規定により、仮復旧を実施した占有者が行う路面表示方法は以下の要領による。

- 1 寸法 縦 400mm × 横 200mm 楕円形
(枠線幅 20mm 程度，文字幅 20mm 程度)
- 2 表示方法 表示は白色ペンキ等により，表示マーク例にならぬこと。
道路進行方向に向かって，判読可能の方向に表示すること。
設置箇所は，運転の支障とならぬ箇所とすること。
判読不可能なものは再度表示を指示するので，再表示のこと。
- 3 表示例 別紙「道路占用工事における仮復旧箇所路面表示例」による。

4 表示マーク例

仮復旧を施工した占有業種名を，下記の例示を用いて明瞭に表示すること。例示以外は各区役所建設課に相談の上，明示すること。

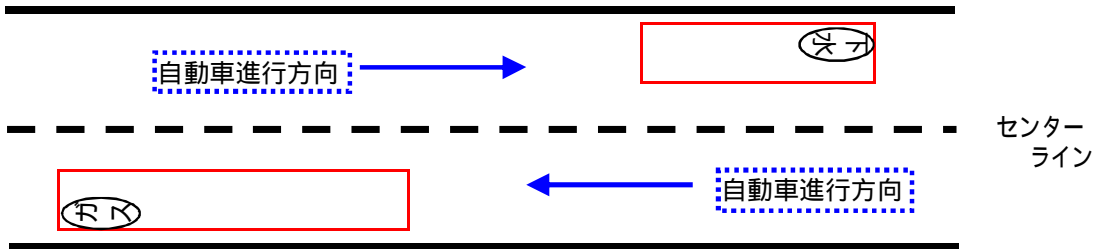


【別紙】道路占用工事における仮復旧箇所路面表示例

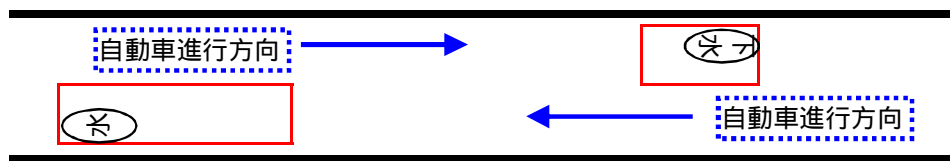
基本ルール

自動車進行方向に向かって、先頭位置にマーキングを施すこと。
 仮復旧の縦断方向の寸法によらず、すべての仮復旧箇所を対象とする。

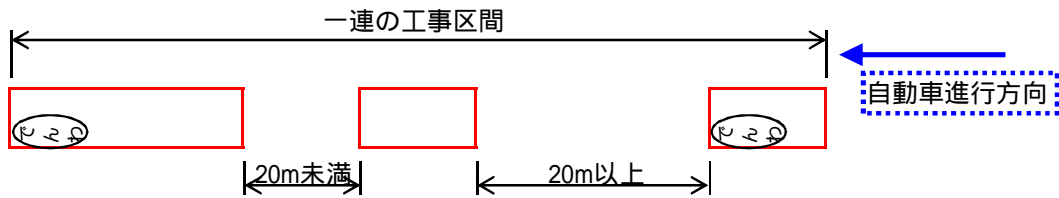
センターラインがある道路の場合



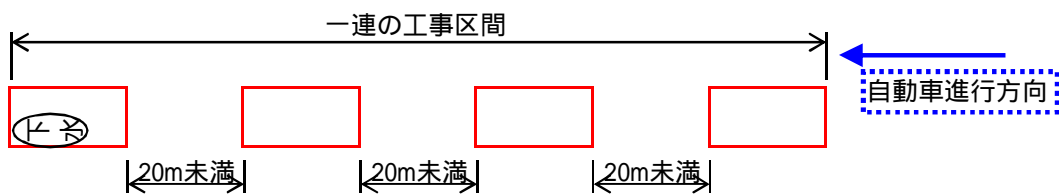
センターラインがない道路の場合



マーキング頻度
 ケース1

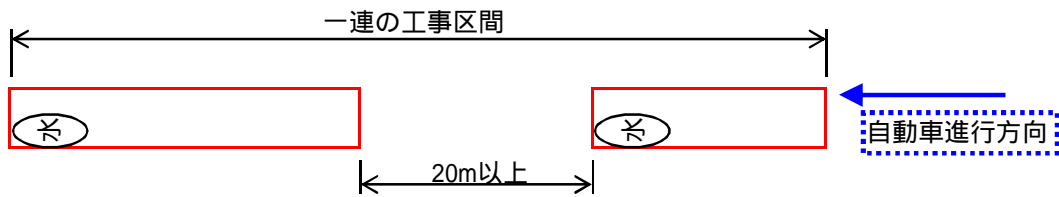


ケース2



仮復旧の離隔が20m未満の場合は、
 進行方向に対し先頭の仮復旧箇所
 にマーキングを行うこと。

ケース3



仮復旧の離隔が20m以上の場合は、
 仮復旧箇所ごとにマーキングを
 行なうこと。